

○ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百三三号）（第一条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令</p> <p>（国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物）</p> <p>第一条 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号。以下「法」という。）第二条第二項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 〇七 （略）</p> <p>（林業・木材産業改善資金の特例の償還期間）</p> <p>第二条 法第十九条の政令で定める期間は、十二年以内とする。</p> <p>（国有試験研究施設の減額使用）</p> <p>第三条 法第二十一条の国有の試験研究施設は、消防庁消防大学の試験研究施設とする。</p> <p>2 前項に規定する国有の試験研究施設は、法第二条第二項に規定する公共建築物に係る同条第四項に規定する建築用木材の生産に関する試験研究で当該国有の試験研究施設を使用して行うことが当該試験研究を促進するため特に必要であると農林水産大臣が認定したものをを行う者に対し、時価からその五割以内を減額した対価で使用させることができる。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（本部の庶務）</p> <p>第四条 木材利用促進本部（次条において「本部」という。）の庶務は、林野庁林政部木材利用課において処理する。</p>	<p>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令</p> <p>（国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物）</p> <p>第一条 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 〇七 （略）</p> <p>（林業・木材産業改善資金の特例の償還期間）</p> <p>第二条 法第十二条の政令で定める期間は、十二年以内とする。</p> <p>（国有試験研究施設の減額使用）</p> <p>第三条 法第十四条の国有の試験研究施設は、消防庁消防大学の試験研究施設とする。</p> <p>2 前項に規定する国有の試験研究施設は、法第二条第一項に規定する公共建築物の整備の用に供する木材の生産に関する試験研究で当該国有の試験研究施設を使用して行うことが当該試験研究を促進するため特に必要であると農林水産大臣が認定したものをを行う者に対し、時価からその五割以内を減額した対価で使用させることができる。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（新設）</p>

(本部の運営)

第五条 前条に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、木材利用促進本部長が本部に諮って定める。

(新設)

改正案	現行
<p>（沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業等） 第三十二条の二 法第百五条の二第二項第一号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 次に掲げる事業又は事務のうち、内閣総理大臣が農林水産大臣と協議して定めるもの</p> <p>イ～ト （略）</p> <p>チ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）<u>第二十三条</u>に規定する木質バイオマスを利用するための施設及び設備、国民の森林及び林業に対する理解を深めるための施設並びに林産物の生産、加工又は流通のための施設その他の効率的かつ安定的な林業経営の確立に資する施設の整備に関する事業</p> <p>リ～ワ （略）</p> <p>六～八 （略）</p>	<p>（沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業等） 第三十二条の二 法第百五条の二第二項第一号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 次に掲げる事業又は事務のうち、内閣総理大臣が農林水産大臣と協議して定めるもの</p> <p>イ～ト （略）</p> <p>チ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）<u>第十九条</u>に規定する木質バイオマスを利用するための施設及び設備、国民の森林及び林業に対する理解を深めるための施設並びに林産物の生産、加工又は流通のための施設その他の効率的かつ安定的な林業経営の確立に資する施設の整備に関する事業</p> <p>リ～ワ （略）</p> <p>六～八 （略）</p>

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）（第三条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律の特例） 第十六条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第百二十五条の規定により脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第十九条の規定を読み替えて適用する場合における脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百三号）第二条の規定の適用については、同条中「十二年」とあるのは、「十五年」とする。</p>	<p>（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の特例） 第十六条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第百二十五条の規定により公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第十二条の規定を読み替えて適用する場合における公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百三号）第二条の規定の適用については、同条中「十二年」とあるのは、「十五年」とする。</p>